

## 下関市上下水道局A Iによる管路劣化診断業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、下関市（以下「本市」という。）が「下関市上下水道局A Iによる管路劣化診断業務」に係る受託候補事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 下関市上下水道局A Iによる管路劣化診断業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙1 下関市上下水道局A Iによる管路劣化診断業務仕様書のとおり

### 3 予算

見積限度額 35,662,000円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

### 4 日程

	内 容	日 時
1	プロポーザル実施の公告日	令和8年5月18日(月)
2	参加申込書の提出期限	令和8年5月29日(金)まで
3	参加資格審査結果通知	令和8年6月2日(火)までに通知
4	質問の受付期間	令和8年6月2日(火)から 令和8年6月4日(木)まで
5	質問に対する回答	令和8年6月9日(火)まで
6	提案書提出期限	令和8年6月26日(金)まで
7	プレゼンテーション	令和8年7月2日(木)(予定)
8	選考結果通知	令和8年7月17日(金)までに発送

### 5 書類の提出先及び問い合わせ先

#### (1) 名称

下関市上下水道局 水道管路課 (担当: 山田、秋田)

#### (2) 所在地

〒750-8525 下関市春日町7番32号(下関市上下水道局本庁舎 2階)

#### (3) 連絡先

電話 083-231-8860

FAX 083-231-6989

E-mail sdkyusui@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加申請時において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で資格区分「役務の提供」、業務（大分類）「調査・研究」又は「コンピュータサービス」に登録されていること。
- (6) 国土交通省の上下水道DX技術カタログにおいて、対象施設が「送配水施設」、目的が「劣化予測」、要素技術が「AI」に登録されている技術を使用していること。
- (7) 令和3年4月1日以降に、本業務と同等の業務について、契約実績を有していること。

## 7 参加申込手続

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 受託実績表（様式第3号）

エ ウで記載した受託実績を証する書類（契約書や仕様書等、契約内容や履行状況が確認できるものの写し）

オ 再委託届出書（様式第4号、業務の一部を再委託する場合に提出）

### (2) 提出方法 電子メール

必ず、電話により送信した旨を伝え、メールの着信について確認すること

### (3) 提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時まで 必着

(4) 提出先 「5 書類の提出先及び問い合わせ先」とする。

(5) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査結果は、本プロポーザルへの参加申込者に対し、参加資格審査結果通知書(様式第5号)により、令和8年6月2日(火)午後5時までに参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

なお、通知を受信した際は受信した旨を記し、送信元メールアドレスへ返信すること。

(6) その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面(任意様式)にて下関市上下水道局水道管路課に説明を求めることが出来るものとする。

## 8 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 別紙「質問書(様式第6号)」のとおり

イ 提出方法 電子メール(電話又は口頭による質問は受け付けない。)

※必ず、電話により送信した旨を伝え、メールの着信について確認すること。電子メールの件名は「(提出日付)下関市上下水道局A Iによる管路劣化診断業務に係る質問(事業者名)」とすること。

ウ 受付期間 令和8年6月2日(火)から

令和8年6月4日(木)まで

エ 提出先 「5 書類の提出先及び問い合わせ先」とする。

(2) 回答

質問に対する回答については、令和8年6月9日(火)までに全ての参加事業者に対し、全ての質問に対する回答を参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。回答を受信した際は、受信した旨を記し、送信元メールアドレスへ返信すること。

ただし、競争性の確保に影響するおそれがある内容については、回答しない。また、個別事案に係る質問については、質問者のみに回答する。

また、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

## 9 提案に係る書類の提出

(1) 提出書類

提案事業者は、本実施要領、仕様書等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

なお、提案事業者が提案書類に記載した内容は、全て本業務において実現できるものとし、かつ提案見積金額内で契約するものであることに留意すること。

ア 企画提案の応募について(様式第7号)

- イ 提案書
- ウ 提案見積書（様式第8号）
- エ その他付属資料

(2) 提出部数

「9(1) 提出書類」に記載している書類について正本（紙媒体）1部、副本（紙媒体）7部、電子データ（CD-R 又は DVD-R）1部を提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月26日（金）午後4時30分 必着

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前9時から午後4時30分までの間に受け付ける。

郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、本市はその責めを負わないものとする。

(5) 提出先

「5 書類の提出先及び問い合わせ先」とする。

## 10 提案書等の作成方法

(1) 提案書

ア 構成

- 別紙2 下関市上下水道局A Iによる管路劣化診断業務プロポーザル審査基準の評価項目に係る全ての項目について記載すること。
- 記載の順序は、審査基準の各項目に準じて作成すること。
- 図表を用いて分かりやすく、具体的に記載すること。

イ 提案書の様式等

(ア) 様式

任意（縦、横自由）

(イ) 用紙

日本産業規格A4版とすること。A4版で作成することが困難な場合は、日本産業規格A3版での作成を認めるが、その際はA4版サイズに折り込むこと。

(ウ) 文字

フォントサイズ11ポイント以上（表、図面等を除く。）

ウ その他

印刷は両面印刷とし、表紙と目次を除きページ番号（連番）を付すこと。

(2) 提案見積書

提案見積書は、令和8年度については、A Iによる管路劣化診断業務費、閲覧システム導入費（P C等ハードウェア費用を含む）及び令和9年3月31日までの閲覧システム利用料、令和9年度以降については、閲覧システムの利用に係る経費を内訳が分かるように記載すること。

## 1 1 審査方法

### (1) 審査基準

別紙2 下関市上下水道局A Iによる管路劣化診断業務プロポーザル審査基準のとおり

### (2) プレゼンテーションの実施

提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

#### ア 日 程

プレゼンテーションの開催日時については、提案書等の締め切り後、各提案事業者宛に別途通知する。（令和8年7月2日（木）を予定）

#### イ 実施場所

下関市上下水道局本庁舎 6階 研修室

#### ウ 出席者

4名以内

#### エ 実施時間

プレゼンテーションの実施時間は40分以内とし、10分の質疑応答時間を設けること。なお、セッティング・撤去に係る時間を含めて合計で1時間以内とすること。

#### オ 貸出物品

机・椅子・スクリーン・プロジェクタ

#### カ 内 容

(ア) 提出書類に関するもの

(イ) 閲覧システムデモ

- 基本的な画面構成や操作方法について
- 仕様書に揚げた内容の確認
- その他（業務における活用例等）

#### キ 実施方法

(ア) プレゼンテーションには、本業務を受託した際に主担当者として実務を行うことが予定される者が必ず参加すること。

(イ) プレゼンテーションは、提出された提案書等に基づいて行うものとし、追加提案や補足説明資料その他追加資料の提出及び配布は認めない。ただし、これらを踏ま

えた上で、パソコン・プロジェクタ等による説明は許可する。

(ウ) プレゼンテーションの中で、提案書の内容を補足するために、デモ用の画面等を組み込むことは、提案事業者の自由とする。

ク その他

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、受託候補者として選定しない。

(3) 受託候補者の選定方法

ア 本市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には「提案見積額」の項目の評価点が高い者を受託候補者として選定する。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には受託候補者として選定しない。

(4) その他

プレゼンテーションは、参加事業者が1者の場合においても実施する。

## 1.2 選定結果について

選定結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての提案者に選定結果通知書（様式第9号）により通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（入札・契約・登録＞上下水道局業務委託の部屋）に公表する。

(1) 所管課及び業務名

(2) 提案者数

(3) 受託候補者の名称及び総合点

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議等には一切応じない。

## 1.3 契約締結に向けての協議

(1) 契約締結に向けての協議

受託候補者となった者の提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託候補者と仕様書を基に提案内容を含めて当該業務の仕様等について協議及び調整（以下「交渉」という。）を行う。そのため、契約内容及び契約金額は、提案内容から変更となる場合がある。

交渉の結果、双方が契約内容について合意に達したときは見積書の提出を求め、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定による随意契約の手続きを行う。

#### (2) 次順位者の繰上げ

受託候補者と交渉の結果、双方が契約締結について合意に至らなかったときは、プロポーザル結果において総合点が次に高い者（以下「次順位者」という。）と交渉を行う。

受託候補者が、契約締結までに失格となったとき又は辞退したときも同様に次順位者と交渉を行う。

### 1.4 情報公開

本市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な受託候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

### 1.5 その他

#### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時を含む。）は、辞退届（様式第10号）を提出すること。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
  - カ 提案見積書【初期費用：令和8年度】の見積金額が、見積限度額を超過した場合
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、本市が必要と認める場合には、本市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 1 6 施行期間

本要領は、令和8年5月13日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。